

平成23年稲敷市農業委員会第1回総会

[1月25日]

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
- 日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について
- 日程 6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について
- 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
- 日程 8 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について
- 日程 9 議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
- 日程10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
- 日程11 議案第5号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程10 議案第4号
- 日程11 議案第5号
-

出席委員

1 番	井戸賀 吉 男 君	1 8 番	宮 本 善 助 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	1 9 番	村 山 文 雄 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	2 0 番	坂 本 一 雄 君
4 番	千 勝 忠 君	2 1 番	山 田 重 一 君
5 番	保 科 進 君	2 2 番	秋 本 精 一 君
6 番	川 島 昇 君	2 3 番	横 田 裕 康 君
7 番	高 須 一 郎 君	2 4 番	加 納 昭 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	2 5 番	松 本 文 雄 君
9 番	栗 山 文 雄 君	2 6 番	沼 崎 享 君
1 0 番	濱 田 昭 一 君	2 7 番	濱 田 孟 君
1 1 番	吉 岡 一 仁 君	2 8 番	青 宿 昌 夫 君
1 3 番	内 埜 新 也 君	2 9 番	鈴 木 重 義 君
1 4 番	野 口 隆 雄 君	3 0 番	黒田 久良之進 君
1 5 番	篠 崎 文 夫 君	3 1 番	高 城 貞 雄 君
1 6 番	古 澤 真 和 君	3 2 番	根 本 卓 明 君
1 7 番	澤 邊 雅 之 君		

欠 席 委 員

1 2 番 横 田 悌 次 君

出 席 説 明 員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝 行 君
農業委員会事務局主査	高 橋 涉 君

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月14日（金） 稲敷郡協議会 会長・局長会議

～15日（土） 於 つくば市「青木屋」

出席者 加納会長、内田事務局長

1月17日（月） 稲敷地域アグリフォーラム

於 牛久市生涯学習センター

出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員、内田事務局長

1月19日（水） 農業者年金加入推進

於 新利根地区

出席者 加納会長、吉岡代理、小更係長

1月24日（月） 茨城県農業会議第364回常任会議員会議

於 水戸市フェリヴェールサンシャイン

出席者 加納会長

農政・広報トップセミナー

於 水戸市JA会館

出席者 加納会長

1月25日（火） 選挙人名簿審査会

於 東庁舎第1会議室

出席者 農業委員（31名）

午後 3時07分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから平成23年1月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席委員は12番、横田悌次委員の1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は14番、野口委員、15番、篠崎委員、兩名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1 ページをお開き願います。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、石納字東通ほか 1 地区、田 5 筆、計 3,956 平方メートルについてでございますが、平成 22 年 10 月 26 日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 2 番、下根本字矢萩台、畑 2 筆、計 304 平方メートルについてでございますが、平成 22 年 10 月 5 日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 3 番、上根本字八寸掘ほか 1 地区、田 3 筆、計 6,325 平方メートルについてでございますが、昭和 22 年 10 月 5 日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号 4 番、信太古渡字東区ほか 4 地区、田 3 筆、畑 2 筆、計 5 筆、1 万 137 平方メートルについてでございますが、平成 19 年 2 月 27 日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

2 ページをお開き願います。

受理番号 5 番、江戸崎字荒沼ほか 9 地区、田 6 筆、畑 5 筆、計 11 筆、1 万 2,807 平方メートルについてでございますが、平成 22 年 3 月 29 日、被相続人の死亡により取得したもので

でございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号6番、脇川字本田ほか1地区、田10筆、計1万6,777平方メートルについてでございますが、平成22年4月1日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、3ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、柴崎字一盃城、畑1筆、154平方メートルについてでございますが、申請地に自己住宅、木造2階建て1棟、120平方メートルを建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、4ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。合意解約3件でございます。

受理番号1番、佐原組新田字高丸ほか1地区、田3筆、計5,657平方メートルについて

でございますが、賃借人が経営規模縮小するため合意解約をするものでございます。

受理番号2番、下須田字小島ほか1地区、田11筆、計1万5,020平方メートルについてでございますが、賃借人との間で売買するため、合意解約をするものでございます。

受理番号3番、東大沼字堂前、田1筆、4,301平方メートルについてでございますが、賃借人以外と農地を売買するため合意解約をするものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 5ページをお開き願います。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、伊佐津字下塩口、田1筆、214平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当しますので、問題ないものであります。

受理番号2番、古渡字大道、畑1筆、264平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をいたしました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 6ページをお開き願います。

報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会がありました、浮島字内発句、畑2筆、計827平方メートルについてでございますが、12月17日に担当委員と事務局で現地を調査をいたしました。

調査の結果、当該地は現在、隣接している宅地と一体的に利用されていますが、耕作目的に取得する場合には、農地法第3条の買受適格証明書を要する旨、報告をいたしました。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） またこれも報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件の2件でございます。

受理番号1番、小羽賀字神田、田1筆、畑1筆、計2筆、2,190平方メートルについてでございますが、渡人は、このたび資金が必要になったため、譲渡するものであります。受人は、経営規模の拡大を目的に取得するものであります。受人の畑に遊休農地がありますが、2年後に定年を迎えて、畑の耕作を開始する予定です。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号2番、佐倉字姥神、畑2筆、計1,359平方メートルについてでございますが、渡人は、高齢により後継者に譲渡するものであります。受人は、祖父の土地の贈与を受けるものであります。既に相続を受けている農地とともに耕作をする予定です。農機具等は、美浦村の祖父の自宅にあるものを使用いたします。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上です。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査報告を事務局より

お願いいたします。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号1番について報告いたします。

1月21日に受人宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は、主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は339アール、農業従事日数は100日です。所有の農地については、現在、畑は休耕しておりますが、2年後に迎える定年を機に畑の耕作を始める予定です。また、違反転用はありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しており、コンバインを購入予定です。

受理番号2番について報告します。

1月11日に農機具を保管している渡人である祖父宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認をしました。

受人は、主に水稻、ネギ、ハクサイを作付している農家で、経営面積は84アール、農業従事日数は60日です。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 8ページをお開き願います。

議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。非農地証明の交付2件でございます。

受理番号1番、柴崎字テラジ、畑1筆、352平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明の交付でございます。

昭和58年ごろより木造2階建ての住宅162平方メートル1棟が建築され、28年が経過しております。なお、撮影年月日、平成元年10月9日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

1月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、結佐字トカワ、畑1筆、144平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。

昭和38年ごろより宅地と一体化して利用され、現在も鉄骨づくりの作業所が建築されております。なお、撮影年月日、昭和40年8月7日の国土地理院の空中写真証明書が添付されています。

1月21日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 今、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番の調査報告をお願いいたします。

○15番（篠崎文夫君） 15番、篠崎です。

受理番号1番についてご報告いたします。

去る21日、千勝委員と濱田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり、間違いなく宅地として利用されており、国土地理院の写真等をもって確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題ないと思われれます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号2番について、私、加納より報告いたします。

去る21日、保科委員と根本委員、それと事務局で申請書類等の審査及び現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおり、間違いなく宅地として利用しており、国土地理院の写真とあわせて確認しました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから、問題はないと思われれます。また、添付書類等を確認しましたが、問題ありませんでしたので、審

議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 9ページをお開き願ひます。

議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明書の交付についてでございます。

関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付についてでございます。

受理番号1番、公売物件、下根本字天神前ほか1筆、畑1筆、田1筆、計4,025平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号2番、公売物件、上根本字南下、田1筆、859平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号3番、公売物件、上根本字梶内、畑2筆、計400平方メートルについてでございますが、調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条2項の各号に該当しないものであり、買受人となる要件を満たしているものであります。なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明ございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番と3番を吉岡委員より報告願います。

○11番（吉岡一仁君） 11番、吉岡です。

受理番号1番、3番について報告いたします。

まず、受理番号1番の申請人は、規模拡大を期して購入したいとのことでした。申請人は、主に水稻を作付する認定農家で、農業経営面積は319アール、農業従事日数は220日でございます。所有の農地については、休耕地もなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。田植機械は、直播を行っておりますので所有しておりません。

以上、調査の結果、ご報告いたします。受人となる許可要件を満たしておりますので、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、受理番号3番の申請人は、自宅から近いため、ブルーベリーを主に作付する目的で購入したいとのことでした。

申請人は、主にブルーベリーを作付しており、農業経営面積は202アールでございます。農業従事日数は260日でございます。所有の農地については、休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機2台を所有し、田植機、コンバイン、乾燥機は、根本営農組合に委託するため所有しておりません。

以上の調査の結果、報告いたします。受人となる許可要件を満たしており、問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、続きまして、受理番号2番を事務局より調査報告をお願いいたします。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 受理番号2番について報告いたします。

1月19日に受人宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は、主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は205アール、農業従事日数は300日です。所有の農地については、稲敷市内に所有する畑約40アールは、周辺も耕作放棄地となっており、耕作が困難なため休耕地としていますが、いつでも耕作できるように保全管理をするそうです。また、違反転用はありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

○26番（沼崎 享君） 26番、沼崎です。

受理番号2番の申請人なのですが、この方、以前にも農地を購入しておりますが、それが耕作されていなくて、荒れているということでございますが、その辺は事務局のほうで指導をして、きれいにしてもらおうようにするんですか。

○議長（加納 昭君） 内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） これは、担当のほうで確認しまして、耕作放棄地を所有しているということで、いつでも耕作できるように今後、保全管理で対応していきたいということでありましたので、うちのほうも現地を調査しまして、耕作目的に保全管理なり、きれいにしているような確認をしながら指導していきたいと、このように考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） そのほか何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号22番から26番を除いて説明をお願いいたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、10ページをお開き願います。

議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）でございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は新規設定19件、12万8,669平方メートル、再設定が7件、6万8,581平方メートル、合わせて26件、19万7,250平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、佐原下手字下手、田1筆、1,399平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり現金2万3,000円。設定を受ける者の経営面積は146アール、農作業従事日数は100日でございます。

受理番号2番、八筋川字八郎田、田6筆、計1万9,089平方メートルについてでございますが、こちらでも再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料10アール当たり現金2万円。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は297アールでございます。

受理番号3番、境島字川脇、田4筆、計1万9,623平方メートルについて、再設定で、利用目的は稲、期間3年、小作料10アール当たり現金2万円。設定を受ける者は、こちらでも認定農業者で、経営面積は546アールでございます。

受理番号4番、境島字川脇、田1筆、3,081平方メートルについてでございますが、こちらは新規設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料10アール当たり現金2万円。設定を受ける者は、受理番号3番と同一の方でございます。

受理番号5番、福田字大野、田1筆、2,078平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料は10アール当たり玄米3俵。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は850アール、農作業従事日数は200日でございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

受理番号6番、伊佐津字富士の下ほか1地区、田6筆、計8,336平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米1.5俵。設定を受ける者の経営面積は165アール、農作業従事日数は60日でございます。

受理番号7番、高田字大畑、田7筆、畑5筆、計1万1,014平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、野菜等、期間10年、こちらは農業経営移譲年金受給のための同一世帯の親子間の使用貸借でございます。設定を受ける者の経営面積は179アール、申請書に記載されている農作業従事日数は200日でございます。

受理番号8番、脇川字新田、田3筆、計7,042平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米3俵。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は436アール、従事日数は200日でございます。

受理番号9番、脇川字新田、田3筆、計3,890平方メートルについてでございますが、こちらにつきましては新規設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米3俵。設定を受ける者は受理番号8番と同一の方で、受理番号9番については他の方と利用権を設定していたものを数カ月前に合意解約いたしまして、今回設定の方と新たに結び直したものでございます。

12ページをお開き願います。

受理番号10番、脇川字本田、田1筆、3,750平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米3俵。設定を受ける者の経営面積は436アールで、受理番号8番、9番の方と同一の方でございます。

受理番号11番、西代字東田ほか1地区、田2筆、計7,041平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米1.5俵。設定を受ける者は潮来市にお住まいの農業者で、経営面積は967アール、農作業従事日数は

250日でございます。

受理番号12番、八千石字八千石、田10筆、計6,415平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり現金2万5,000円でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は797アールです。

受理番号13番、伊佐部字伊佐部、田8筆、計3,182平方メートルについてでございますが、こちらも新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。設定を受ける者は息子さんとともに認定農業者になっており、経営面積は368アールです。

13ページをお開き願います。

受理番号14番、佐原組新田字伊佐部ほか1地区、田8筆、計1万3,103平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。設定を受ける者は認定農業者で、受理番号13番と同一の方です。

受理番号15番、佐原組新田字釜井、田1筆、計1,219平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米3俵。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積1,537アール、農作業従事日数250日でございます。

14ページをお開き願います。

受理番号16番、福田字間々田ほか4地区、田19筆、計2万6,754平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積1,107アール、農作業従事日数250日です。

受理番号17番、結佐字流作ほか1地区、田5筆、畑1筆、計6筆、計1万2,697平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間4年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。設定を受ける者の経営面積153アール、農作業従事日数70日です。

受理番号18番、佐原組新田字高丸ほか2地区、田5筆、畑1筆、計6筆、計6,130平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵。設定を受ける者は、水稻や野菜を生産・流通・販売する農業法人で、経営面積が3,052アール、6名の社員がそれぞれ農作業に年間250日ほど従事しております。

受理番号19番、釜井字前田、田1筆、138平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。

受理番号20番、釜井字前田、田1筆、234平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵。

受理番号21番、神宮寺字神宮寺、田4筆、計1万912平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米1.5俵。

受理番号19番から21番までの設定を受ける者は、いずれも受理番号18番と同一の農業法人でございます。

以上、1番から21番まで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で受理番号1番から21番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、受理番号1番から21番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、続きまして、受理番号22番から26番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に6番、川島委員が該当しますので、川島委員の退室を求めます。

（川島委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま6番、川島委員が退室しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いいたします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして、受理番号22番から26番までの説明をさせていただきます。

15ページ、受理番号22番、太田字堀川、田2筆、計8,473平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,743アール、農作業従事日数は160日でございます。

16ページをお開き願います。

受理番号23番、堀川字舟戸ほか2地区、田7筆、計1万1,023平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。

受理番号24番、堀川字柳浦ほか1地区、田2筆、計1,232平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号25番、角崎字角崎、田2筆、計5,069平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号26番、駒塚字野添ほか1地区、田4筆、計3,526平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵。

受理番号23番から26番まで設定を受ける者は、受理番号22番と同一の方となっております。

受理番号22番から26番につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で受理番号22番から26番の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号22番から26番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、6番、川島委員の入室を許可いたします。

（川島委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま6番、川島委員が着席いたしましたので、審議を続けます。

日程 1 1 議案第 5 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第 5 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、17ページをお開き願います。

議案第 5 号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定についてでございます。

農業委員会等に関する法律施行令第 3 条第 2 項の規定に基づく稲敷市選挙管理委員会への当農業委員会の意見決定につきましては、本日開催しました審査結果を事務局で集計し、

1月31日に稲敷市選挙管理委員会に送付することでご承認をいただきたく、お諮りをいたします。

また、送付いたしました集計結果につきましては、2月の定例総会で報告させていただきたいと思っております。

以上です。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ありがとうございます。これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございます。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成23年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 3時55分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ㊟

14番 委員 野 口 隆 雄 ㊞

15番 委員 篠 崎 文 夫 ㊞